

## 町会所文書の閲覧について

1. 「高山市歴史民俗資料館資料閲覧等申込書」により閲覧希望日の原則1週間前までに申請してください。閲覧にあたっては、当日の申請は受けつけません。
2. 目録は、まちの博物館閲覧室に設置します。また、まちの博物館ホームページでも公開します。
3. 閲覧点数は、1日20点までとします。
4. 目録に掲載されている資料のうち、以下に該当する資料は閲覧を制限する場合があります。
  - A) 個人の秘密であり、その情報が公になることにより当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害する恐れがある資料（職業、門地、疾病、信仰、経済状況、犯罪歴など）。
  - B) 閲覧により破損の恐れがある資料
  - C) その他閲覧に供することが不適当なものとして館長が指定する資料
5. 資料の閲覧は、職員の立会いの下、原則閲覧室で行ないます。閲覧に際しては職員の指示に従ってください。
6. 資料を損傷させるおそれがあるため、資料の複写（コピー）はできません。写真撮影をする場合は、閲覧申込書の該当する欄に記入してください。
7. 撮影した画像を出版物、インターネット上のウェブサイト等への掲載、展示、放映等に利用する場合は、別途申請してください。
8. 資料から知りえた情報については、その取扱いに十分な注意を払い、関係者等に迷惑が及ぶことがないよう留意してください。
9. 資料の利用によって問題が生じた場合には、申請者が一切の責任を負うものとします。